

控除対象寄附金指定申請書

年 月 日 福岡県知事 殿 個人県民税の寄附金控除の対象となる寄附金の指定を受けたいので、申請します。	(ふりがな)	
	寄附金を受領する者の名称	
	法人番号	
	主たる事務所の所在地	電話() —
	(ふりがな)	
	代表者氏名	
設立年月日	年 月 日	事業年度
		月 日 から 月 日
寄附金控除の適用該当根拠条文 (いずれかの番号を○で囲んでください。)	1 所得税法第78条第2項第2号(指定寄附金) 2 所得税法施行令第217条第1号(独立行政法人) 3 所得税法施行令第217条第1号の2(地方独立行政法人) 4 所得税法施行令第217条第2号(自動車安全運転センター等) 5 所得税法施行令第217条第3号(公益社団法人及び公益財団法人) (旧所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号該当(特例民法法人)含む) 6 所得税法施行令第217条第4号(学校法人等) 7 所得税法施行令第217条第5号(社会福祉法人) 8 所得税法施行令第217条第6号(更正保護法人) 9 租税特別措置法第41条の18の2第2項(認定特定非営利活動法人等) 10 地方税法第37条の2第1項第4号(特定非営利活動法人)	
福岡県内で現に行っている事業の概要		
寄附金の目的及び使途		
福岡県内の事務所の所在地	名 称	
	所在地	
	担当者	
	電話番号	
	名 称	
	所在地	
	担当者	
	電話番号	
	名 称	
	所在地	
	担当者	
	電話番号	

○ 添付書類については、裏面をご覧ください。

担当者氏名 _____
 電話番号 _____

この申請書を提出する際は、以下の書類を添付してください。

1. 1～9の法人は、申請寄附金が、所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金を含む。)であることを証する書類(注1)
2. 法人の「登記事項証明書」の写し
3. 1～9の法人は、福岡県内に事務所を有することを証する書類(注2)
4. 定款、寄附行為その他これらに準ずるものの写し
5. その他知事が必要と認める書類

(注1)「申請寄附金が、所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(租税特別措置法第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金を含む。)であることを証する書類」とは下記の書類を指します。

区分	添付書類
1 所得税法第78条第2項第2号(指定寄附金)	所得税法第78条第2項第2号に掲げる指定寄附金であることを証する書類の写し
2 所得税法施行令第217条第1号(独立行政法人)	
3 所得税法施行令第217条第1号の2(地方独立行政法人)	設立団体の特定公益増進法人であることを証する書類の写し(申請書を提出する日以前5年以内に発行されたものに限る。)
4 所得税法施行令第217条第2号(自動車安全運転センター等)	
5 所得税法施行令第217条第3号(公益社団法人及び公益財団法人) (旧所得税法施行令第217条第1項第2号該当(特例民法法人))	
(旧所得税法施行令第217条第1項第3号該当(特例民法法人))	主務官庁の特定公益増進法人であることを証する書類(申請書を提出する日以前2年以内に発行されたものに限る。)の写しで、当該書類に記載されている認定の日が当該提出する日以前2年(同号ハに掲げる法人にあっては5年)内であるもの。
6 所得税法施行令第217条第4号該当(学校法人等)	所轄庁の特定公益増進法人であることを証する書類の写し(申請書を提出する日以前5年以内に発行されたものに限る。)
7 所得税法施行令第217条第5号(社会福祉法人)	
8 所得税法施行令第217条第6号(更正保護法人)	
9 租税特別措置法第41条の18の2第2項該当(認定特定非営利活動法人等)	国税庁長官又は所轄庁(都道府県又は指定都市)の認定(特定認定含む。)に係る通知の写し(認定の有効期間内のもの。)

(注2)「福岡県内に事務所を有することを証する書類」とは下記の書類を指します。

1. 本県に事務所を有する旨の組織図等
2. 所有権を有する事務所の場合：不動産登記事項証明書の写し(申請書を提出する日以前3ヶ月以内に発行されたものに限る。)
賃借による事務所の場合：賃貸借契約書